

地域支え合い活動について

栃木市では、高齢者や障がい者などの支援が必要な方々が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域包括ケアシステムの構築を進めている。ケアシステムでの取組施策の一つとして自治会等による見守り活動などを行う「地域支え合い活動」の普及に取り組んでおり、これまでの取組み内容や今後の方向性について報告する。

1. これまでの経過

(1) 地域支え合い活動の推進条例の制定（施行日：平成28年10月1日）

<基本理念>

地域における支え合い活動は、支援を必要とする者が安心して暮らすことができる社会を目指し、市、市民、自治会、関係機関、事業者等がそれぞれの役割を果たすことで実現する。

<情報の提供>

支え合い活動を行う自治会等に対して、65歳以上で構成される世帯、障がい者手帳の交付を受けている者、要支援又は要介護認定を受けている方の名簿を提供できる。

(2) 自治会等への支え合い活動の普及

<地域支え合い活動推進講演会>

日時：平成28年10月1日（土）

場所：栃木市大平文化会館

<自治会等への説明>

平成28年度 開催回数 61回（延参加者数1,826人）

平成29年度 開催回数 64回（延参加者数2,660人）

<地域支え合い活動に関する説明会>

開催日：平成30年6月22日（金）栃木文化会館（170人参加）

平成30年6月29日（金）岩舟文化会館（70人参加）

内容：地域包括ケアシステム講座

自治会代表者による支え合い活動事例報告

(3) 地域支え合い活動スタートアップ補助金事業

自治会等が行う地域での支え合い活動（自治会役員や地域住民による独自の訪問活動）を3年以上継続的に実施する場合に費用の一部を補助する制度
補助金額 最大5万円（1回限りの交付）

2. 地域支え合い活動の現状

(1) 地域支え合い活動推進条例に基づく名簿提供自治会

平成28年度末 6自治会

平成29年度末 9自治会

(2) 地域支え合い活動スタートアップ支援補助金交付団体

平成30年8月末 3団体

3. 支え合い活動の今後の方向性

- ・地域包括ケアシステムの基本理念の浸透
- ・自治会等に対する支え合い活動の普及啓発
- ・支え合い活動スタートアップ支援補助金 PR

【問合せ】

保健福祉部 地域包括ケア推進課

担当：中村 TEL 0282-21-2239